

**改正**

平成31年4月23日告示第96号

令和4年12月1日告示第214号

綾部市印刷物等広告掲載要綱

綾部市広報紙広告掲載要綱（平成17年綾部市告示第9号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、綾部市が作成する印刷物等に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告主）

**第2条** 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 事業を営む個人、法人又は団体
- （2） その他市長が必要と認める者

（広告媒体）

**第3条** 広告を掲載することができる印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1） 広報紙
- （2） ホームページ

（掲載基準）

**第4条** 広告は、次に掲げる基準を満たすものとし、かつ、綾部市広告審査委員会（以下「委員会」という。）が掲載を認めたものとする。

- （1） 市民の生活文化に役立ち信頼を得るもの
- （2） 地域社会に貢献するもの
- （3） 他を中傷し、誹謗し、又は名誉を傷つけないもの
- （4） 関係法令に反しないもの

（広告の規格等）

**第5条** 広告の1枠の大きさは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- （1） 広報紙 おおむね縦4.5センチメートル、横6センチメートルとする。

(2) ホームページ 縦60ピクセル、横183ピクセルとする。

2 広告主は、掲載位置の指定をすることができない。

3 広告図案は、広告主が作成するものとする。

(掲載期間)

**第6条** 広告の掲載期間は、原則として1年又は半年とする。

(広告掲載料)

**第7条** 広告掲載料は、1枠につき1か月当たり5,000円とする。

(掲載の申込み等)

**第8条** 広告主は、市長が指定した期日までに、綾部市印刷物等広告掲載申込書（別記様式）に広告図案を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、委員会の審査を経て掲載の可否を決定し、速やかに広告主に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた広告主は、市長と契約を締結しなければならない。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

#### 附 則（平成31年4月23日告示第96号）

この告示は、平成31年4月23日から施行し、改正後の綾部市印刷物等広告掲載要綱の規定は、平成31年度の広告から適用する。

#### 附 則（令和4年12月1日告示第214号）

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）  
別記様式（第8条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所  
申込者  
法人名等

連絡先	所 属 等	
	担当者名	
	電話番号	
	Eメール	

綾部市印刷物等広告掲載申込書

綾部市印刷物等広告掲載要綱第8条の規定に基づき、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1 広告媒体 広報紙 ・ ホームページ

2 期間 年 月から 年 月まで

3 料金 金 円

4 内容

図 案 (広告内容)	
---------------	--

5 リンク先のホームページアドレス（ホームページに掲載の場合のみ）

--